

00686

鳥取縣公報

告示

昭和十八年二月二十六日
號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

◇鳥取縣告示第一百號

機械油配給統制要綱左ノ通之ヲ定ム

昭和十八年二月二十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

機械油配給統制要綱

第一 本縣ニ於ケル機械油ノ配給ハ本要綱ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

第二 本要綱ニ於テ機械油トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ、

モビール油、マシソ油、臺車油（車軸油）、スピンドル油、シリンドル油、ダイナモ油、冷凍機油、内燃機油、タービン油、マリンエンジン油

第三 機械油ノ販賣業者ハ本要綱ニ依ル消印ノ押捺ナキ購入票（以下單ニ購入票ト稱ス）ト引換フルニ非ザレハ機械油ヲ賣渡

スコトラ得ズ但シ左ニ掲グルモノヲ販賣スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 御料品
- 二 官廳用品
- 三 軍用品
- 四 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使公使其ノ他之ニ準スベキ使節若ハ領事ノ自用品又ハ在本邦大使館、公使館若ハ領事館ノ公用品
- 五 船舶法竝ニ船鑑札規則ニ依リ船籍港ヲ有スル船舶ニシテ本縣ニ船籍港ヲ有セザル船舶又ハ本縣ニ住所ヲ有セザル者ノ所有ニ係ル船舶ノ用品
- 六 統制團體ニ屬スル者以外ノ者ノ一ヶ月〇、二リットル以下ノ使用品
- 七 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ購入票ニ依ルコトヲ得ザルトキ

鳥取縣公報 每週曜日發行（休日ニ當ル時ハ翌日）

昭和十八年二月二十六日

外（昭和四年四月十五日）

一

（第三種郵便物認可）

00687

- 第四 鳥取縣石油配給株式會社(以下單ニ石油配給會社ト稱ス)ハ商工大臣ヨリ本縣ニ割當テラレタル限度内ニ於テ毎月ノ機械油配給計畫ヲ定メ前月末日迄ニ知事ニ提出シ承認ヲ受クベシ
- 第五 石油配給會社ハ第四ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ數量ヲ統制團體ニ通知スベシ
- 第六 購入票ハ第四ノ規定ニ依リ知事ノ承認ヲ受ケタル範圍内ニ於テ石油配給會社統制團體ニ對シ之ヲ發行ス
知事特ニ必要アリト認ムルトキハ購入票ヲ發行スルコトアルベシ
- 第七 知事機械油ノ需給ヲ調整スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ石油配給會社ニ對シ機械油ノ配給並ニ販賣ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ
- 第八 購入票ハ各機械油共一リツトル券、五リツトル券、一〇リツトル券、一八リツトル券、九〇リツトル券及一八〇リツトル券ノ六種トシ各種ニ付赤色及青色ノ別ヲ設ク
購入票ハ別記第一號様式ニ依ル
- 第九 赤色券ハ機械油ヲ船舶ニ使用セントスル者ニ青色券ハ機械油ヲ船舶以外ニ使用セントスル者ニ之ヲ交付ス
- 第十 購入票ノ有効期間ハ其ノ交付ノ日ヨリ其ノ日ノ屬スル月ノ翌々月末日迄トス
- 第十一 購入票又ハ購入票ト引換ニ購入シタル機械油ハ之ヲ他人ニ讓渡シ若ハ他人ヨリ讓受クルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第十二 本要綱ニ於テ統制團體ト稱スルハ左ニ掲グルモノヲ謂フ
鳥取縣農會
保證責任鳥取縣漁業組合聯合會
山陰地區機帆船海運組合鳥取支部
鳥取縣小型機帆船組合
鳥取縣貨物自動車運送事業組合
鳥取縣旅客自動車運送事業組合
鳥取縣土木建築工業組合
保證責任鳥取縣鐵工機械器具工業組合聯合會
鳥取縣自動車修理加工工業組合
鳥取縣鑄物工業組合
鳥取縣農機具工業組合
鳥取縣內燃機工業組合
山陰製氷工業組合
鳥取 醬油工業組合聯合會
鳥取 河涼飲料工業組合

00688

- 鳥取縣藻鈔工業組合聯合會
- 鳥取縣菓子工業組合
- 保證責任鳥取縣木工工業組合聯合會
- 鳥取縣機械製紙工業組合
- 鳥取縣煉炭工業組合
- 鳥取縣木造船工業組合
- 日本印刷文化協會鳥取縣支部
- 鳥取縣製絲業組合
- 鳥取縣木材業組合聯合會
- 鳥取縣鑛山協會
- 鳥取縣副業協會
- 大日本警防協會鳥取支部
- 鳥取縣機械油消費規正組合
- 第十三 知事必要アリト認ムルトキハ統制團體又ハ統制團體ヲ構成スル下部團體ニ對シ購入票ノ配布ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
- 第十四 機械油ノ販賣業者ハ購入票記載ノ用途以外ニ使用スルモノナルコトヲ知リテ機械油ヲ賣渡スコトヲ得ズ
- 第十五 機械油ノ販賣業者ハ其ノ引換ヘタル購入票ニ引換後運滯ナク當該販賣場ノ名稱及引換ノ年月日ヲ示ス消印ヲ押捺スベシ
- 第十六 機械油ノ販賣業者ハ販賣場毎ニ別記第二號様式ニ依ル帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
一 受入レタル機械油ノ種類別數量、價格及受入ノ年月日並ニ其ノ引渡人ノ氏名又ハ名稱及住所
二 販賣シタル機械油ノ種類別數量、價格及販賣ノ年月日並ニ其ノ買受人ノ氏名又ハ名稱及住所但シ購入票ト引換ニ販賣シタル場合ニ於テハ買受人ノ氏名又ハ名稱及住所ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ
三 消印ヲ押捺シタル購入票ノ種類及枚數並ニ其ノ年月日
- 第十七 機械油ノ販賣業者ハ販賣場毎ニ毎月別記第三號様式ニ依ル報告書二通ヲ作成シ毎月八日迄ニ石油配給會社ヲ經由知事ニ提出スベシ
前項ノ報告書ニハ第十六ノ規定ニ依ル帳簿ノ寫及消印ヲ押捺シタル購入票ヲ添付スベシ
- 第十八 統制團體ハ機械油ノ種類別毎ニ別記第四號様式ニ依ル帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
一 受入レタル機械油購入票ノ種類別枚數及受入年月日
二 拂出シタル機械油購入票ノ種類別枚數及拂出年月日
- 第十九 統制團體ハ毎月其ノ月中ニ石油配給會社ヨリ交付ヲ受ケタル機械油購入票ノ配布ニ關シ別記第五號様式ニ依ル報告書二

第五號様式 (要綱第十九ニ依ル報告書様式)

機械油 () 油 () 購入票配布ニ關スル報告書

- 一、前月ヨリ繰越量 立分
- 一、本月中交付セラレタル數量 立分
- 一、本月中ニ配布シタル數量 立分
- 一、差引翌月繰越量 立分

月分機械油 () 油 () 購入票右ノ通り配布致シ候條機械油配給統制要綱第十九ノ規定ニ依リ此段及報告候也

昭和 年 月 日

統制團體長名 印

鳥取縣知事 殿

- 註 1、本報告書ハ各機械油毎ニ作成スルコト
- 2、本報告書ニハ第十八ノ規定ニ依ル帳簿ノ寫ヲ添付スルコト

昭和十八年二月二十六日印刷
昭和十八年二月二十六日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町 縣
鳥取縣高郡大正村大字古海 取
鳥取刑務支所 支所

00695